

収用委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県収用委員会

会長 野村 弘

岩手県収用委員会規則第1号

収用委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

(収用委員会が保有する行政文書の開示に関する規則の一部改正)

第1条 収用委員会が保有する行政文書の開示に関する規則(平成11年岩手県収用委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2(第6条関係)				別表第2(第6条関係)			
開示の実施の方法	区分	単位	金額	開示の実施の方法	区分	単位	金額
複製物の 交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	50円	複製物の 交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	40円
	2 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、650メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	150円		2 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	80円
	[略]				[略]		
	4 録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	130円		4 録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	120円
	5 ビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した	1巻につき	210円		5 ビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した	1巻につき	190円

複製物		
[略]		

複製物		
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第2条 収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成13年岩手県収用委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）			
開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額	開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、 <u>1.44メガバイト</u> のものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	<u>50円</u>	複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、 <u>1.44メガバイト</u> のものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	<u>40円</u>
	2 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、 <u>650メガバイト</u> のものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	<u>150円</u>		2 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、 <u>700メガバイト</u> のものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	<u>80円</u>
	[略]				[略]		
	4 録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	<u>130円</u>		4 録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	<u>120円</u>
	5 ビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	<u>210円</u>		5 ビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	<u>190円</u>
[略]			[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。